

「目色部眞時」攷

黛 弘道

はじめに

桓武天皇は延暦十八年（七九九）十二月戊戌、勅を以て天下に布告し、來年八月卅日迄に（氏族）本系帳を上進し了るよう命じた（一）。これが『新撰姓氏錄』撰述の直接の契機となつたのであるが、本系帳の上進はその後遅々として進まず、『姓氏錄』の序によれば「是以雖欲成之不日、而猶十二歲於茲、京畿本系未進過半。今依見進以類詮矣」と言う。これによれば『姓氏錄』所掲の諸氏は右の勅に應じて本系帳を上進した氏族であり、当時實在した氏族と考えてよいであらう。

ところが『姓氏錄』所掲の諸氏の中には他の史料に關係氏名・人名が全く求められない例が少なくない（二）。こゝういふ場合は『姓氏錄』に拠つてその實在を信ずる他はないのである。本稿で考察する「目色部眞時」もそのよゝうな姓氏の一例であり、その實在は疑うべきでないが、その実態は杳として闇の中にある。

そこで同氏について考えたところを披露して諸賢の御批正を仰ぎたい。

一 奇姓「目色部眞時」とは——先行学説の検討——

『新撰姓氏録』撰津神別に

目色部眞時

同神（神魂命）十二世孫大足尼命之後也

と見える。同書には「飛鳥部」をはじめ「某部」の例は数多く掲載されるが、この例のように「某部」の下に「眞時」という意味不明の語を随伴する例は他にはないのである。この「某部臣」などのように姓を併称する例は多いが、「眞時」は姓とも思えない。「目色部眞時」とは一体如何なる氏姓であろうか。そこで取り敢えず先行学説を見てみよう。

その第一は栗田寛の「新撰姓氏録考證」⁽³⁾であるが、それには

目色部眞時同神十二世孫大足尼命之後也

目色部眞時を訂正本にマシコベノマトキとよめるさもあるべし、されど此姓他に證例なければ其義も知りかたし、色を一本に包とあり、拾芥抄姓戸録部、また姓名録抄にも目包部眞時とありて傍訓もなし、大足尼命も考ふべきたつきなし、足を一本に見と作り、

と見える。右に見える「目包部」は「マカネベ」とでも訓むのであろうが、これとても他書に見えず、「考ふべきたつきなし」と言う他はない。

次に太田亮の「姓氏家系大辞典」⁽⁴⁾を見るとそれには

目色部眞時 マシコベノマトキ 撰津の古族、神魂命の裔にして、姓氏録、撰津神別に「目色部眞時 同神十二世の孫大足（一本見を作る）足尼の後也と載せたり

とあり、それとは別に目色部の項をも立て「伴部の一たりしか詳ならず」としてゐる。更に佐伯有清の「新撰姓氏録の研究」⁽⁵⁾を見る

目色部眞時 同じ神の十二世孫大見尼の後なり。

目色部眞時 目色部眞時の氏名の由来は未詳。

目色部眞時氏の一族の人名は、他の史料に見えない。

大見尼 この人名は他に見えない。白井宗因訓点「新撰姓氏録」以下の版本は「大足尼」に作り、栗田寛は「大足尼命も考ふべきなきなし、足を一本に見と作り」とする。大見尼が大見足尼ならば、大和国神別の委文宿祢条に見える大味宿祢と同一人であるということも考えられなくはない。

とある。以上の三書を通じて言えることは（一）此姓は「マシコベノマトキ」と訓むのであろう。（二）此の一族の人名は他に見えない。（三）此の氏名の由来は未詳である。の三点に要約されよう。これを要するに「目色部眞時」についての先学の研究では殆ど何も説明されていないと言つても過言ではないと思われるのである。ということ、その研究・解明の手懸りさえ見出せず、闇中を摸索する情況だからである。

そこで想ふことは「マシコ」から益子・増子・猿子等の氏姓の存在である。しかし同氏は中世下野国芳賀郡益子邑から起つた 紀朝臣姓を称する氏族であり⁽⁶⁾、古代目色部との関係は明らかではない。

二 目色部についての卑見

ここで、目色部について卑見を述べてみたいと思う。問題解決の緒を探る為に原史料の誤字・誤写説を提起したい。

それは「目色部」の「目」についてである。「目」はもと「目」ではなかったかと推測するのである。言う迄もなく「目」は「因」の俗字であり「目」と誤り易い文字である。「因」を「目」と記した例として天平十一年出雲国大税賑給歴名帳の「（出雲郡）杵築郷目佐里」が因佐_{||}現大社町稻佐であること、現広島県因島市が和名抄に備後国御調郡目鳴郷とあることなどを挙げることができる。

「目色部」がもとの「目色部」を誤ったものとすれば「マシコベ」は「イニシキベ」と改訓されるべきであろう。そして「イニシキベ」からは直ちに垂仁皇子イニシキイリヒコ（記_{||}印色入日子 紀_{||}五十瓊敷入彦）の名が想起される。「目色部」を「印色入日子」の名代と考えるには多少無理があるが⁽⁷⁾、それは扱措いて差し当り印色入日子に関する記紀の所伝を検討し、印色の名を負うかに見える「目色部」の性格を推測してみたい。

三 「イニシキベ」についての卑見

〔史料一〕 伊久米伊理毗古伊佐知命。坐_三師木玉垣宮_一治_三天下_一也。此天皇_{||}…娶_三旦波比古多々須美知能_一宇斯王之女。氷羽州比売命_一生御子。印色之入日子命。次大帯日子淤斯呂和氣命_{||}。次大中津日子命。

次倭比売命。次若木入日子命^(Ⅷ)……故大帶日子淤斯呂和氣命者治天下^(Ⅷ)也。…次印色入日子命者作^(Ⅷ)血沼池^(Ⅷ)。又作^(Ⅷ)「狭山池」。又作^(Ⅷ)「日下之高津池」。又坐^(Ⅷ)「鳥取之河上宮」。命^(Ⅷ)「作^(Ⅷ)「横刀卷仔口」^(Ⅷ)。是奉^(Ⅷ)納^(Ⅷ)石上神宮^(Ⅷ)。即坐^(Ⅷ)「其宮」。定^(Ⅷ)「河上部」也。(記垂仁)

印色入日子に関する古事記の記事は右の如く僅少であるが、其処には注目すべき処々がある。先ず血沼・狭山・日下之高津の諸池の築造者という所伝であるが、記紀には池塘築造の記事は多い(記に八例、紀に二十四例)が築造者の名を伝えるものは前掲血沼・狭山・日下之高津の諸池を造つた印色入日子と韓人池を造つた武内宿祢(応神紀七年九月条)の二例に過ぎない。「延喜神名式」河内国丹比郡の狭山堤神社⁽⁸⁾の祭神を今日でも印色入日子としている⁽⁹⁾のは故なしとしない。池塘の築造は水田開発の基礎事業であるから印色入日子は河内(含和泉)地方の大規模開発の功勞者として後世迄伝承された人物であつたと考えられる。

次に「坐⁽¹⁰⁾「鳥取之河上宮」云々」という記事に注目したい。「古事記」は歴代天皇が「坐⁽¹⁰⁾「某宮」治⁽¹⁰⁾「天下」也」と記すのを例とするが、天皇以外の王族についても稀に「坐⁽¹⁰⁾「某宮」云々」と記す例がある。今それを以下に列挙する⁽¹⁰⁾と

- (1) 神倭伊波礼毗古命(即位前の神武)与其伊呂兄五瀬命二柱坐⁽¹⁰⁾高千穗宮⁽¹⁰⁾議云(神武段)
- (2) (安寧皇孫)和知都美命者坐⁽¹⁰⁾淡道之御井宮(安寧段)
- (3) (本牟智和氣)御子者坐⁽¹⁰⁾檳榔之長穗宮而貢⁽¹⁰⁾上馭使⁽¹⁰⁾(垂仁段)
- (4) (倭建命)即自⁽¹⁰⁾其国⁽¹⁰⁾越⁽¹⁰⁾出甲斐⁽¹⁰⁾。坐⁽¹⁰⁾酒折宮⁽¹⁰⁾之時。歌曰。云々(景行段)
- (5) 市辺忍菟別王之妹。忍海郎女。亦名飯豐王坐⁽¹⁰⁾葛城忍海之高木角刺宮⁽¹⁰⁾也。

(1) は即位前の神武と兄の五瀬について述べたものだが、五瀬について『古事記』は「曰」と記すべきところを「詔」とし「行」を「幸」、「薨」を「崩」、「墓」を「陵」として宛ら天皇扱いである。これに注目した本居宣長は、五瀬は没する迄は東征の統領であり、(即位前の)神武は五瀬の麾下にあつたが、五瀬の逝去を機に代つて一軍の統領となつたのであらうと推測している¹¹⁾。

(2) の和知都美の和知は地名(伊勢・播磨等にあり)都美は「つ(II)み(II)神靈」。安寧皇子師木津日子の子で孝靈妃蠅伊呂泥・蠅伊呂杵は和知都美の女、それ故「坐³淡道之御井宮」と殊遇されたものか。

(3) の「本牟智和氣」は垂仁の前皇后沙本毗売の一子で本来なら皇位を継ぐべき皇子であつたが出雲の大神の崇りで成人する迄口が利けなかつたと伝えられる。加えて母はその兄沙本毗古の謀反に与して火中に没し彼は幼くして母を喪つた薄幸の皇子とも伝えられる。そうでなければ当然皇位を継承したであらう有力な皇子であつたと思われる。

(4) の「倭建命」は「倭武天皇」(常陸国風土記)などとも記されるように有力な「太子」^{ヒツギノミコ}とされた人物である。

(5) の忍海郎女は記に履中皇女、市辺皇子の妹とあり、紀には市辺の女とある。清寧崩後一時臨朝秉政したと伝え、「扶桑略記」に「廿四代飯豊天皇」と記される人物である。

以上の諸例を通じて言えることは『古事記』に「坐³某宮」云々と伝えられる人物は孰れも天皇(大王)に準ずる尊貴な王族であるということである。印色入日子命は此の点でも注目すべき有力な王族と伝えられた人物なのである。

次に前掲〔史料Ⅰ〕には印色が「坐[○]鳥取之河上宮。令^レ作^レ横刀壹仞口」。是奉^レ納^レ石上神宮。即坐[○]其宮。定[○]河上部[○]也」と見えた。これに就いて検討してみたいが、それと共に『日本書紀』に見える五十瓊敷入彦に関する記事を列挙し(史料Ⅱ、Ⅵ)、併せて検討しよう。

〔史料Ⅱ〕皇后日葉酢媛命、生[○]三男二女[○]。第一曰[○]五十瓊敷入彦命[○]。第二曰[○]大足彦尊[○]。第三曰[○]大中姫命[○]。第四曰[○]倭姫命[○]。第五曰[○]稚城瓊入彦命[○]。(垂仁紀十五年八月)

〔史料Ⅲ〕天皇詔[○]五十瓊敷命[○]・大足彦尊[○]曰[○]。汝等各言[○]情願之物[○]也。兄王諮[○]、欲^レ得^レ弓矢[○]。弟王諮[○]、欲^レ得^レ皇位[○]。於是天皇詔曰[○]、各宜^レ隨^レ情。則弓矢賜[○]五十瓊敷命[○]。仍詔[○]大足彦尊[○]曰[○]、汝必繼[○]朕位[○]。(同紀卅年九月)

〔史料Ⅳ〕遣[○]五十瓊敷命[○]于河内国。作[○]高石池、茅渟池[○]。(同紀卅五年九月)

〔史料Ⅴ〕五十瓊敷命居[○]於茅渟菟砥川上宮[○]、作[○]劍一千口[○]。因名[○]其劍[○]謂[○]川上部[○]。亦名曰[○]裸伴[○]……藏[○]于石上神宮[○]也。是後命[○]五十瓊敷命[○]俾[○]主[○]石上神宮之神宝[○]。へ云、五十瓊敷皇子居[○]于茅渟菟砥河上[○]。

而喚[○]鍛名河上[○]作[○]大刀一千口[○]。是時楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊檀部、玉作部、神刑部、日置部、太刀佩部、并十箇品部¹²。賜[○]五十瓊敷皇子[○]。其一千口大刀者、藏[○]于忍坂邑[○]。然後從[○]忍坂[○]移[○]之藏[○]于石上神宮[○]。(同紀卅九年十月)

〔史料Ⅵ〕五十瓊敷命謂[○]妹大中姫[○]曰[○]、我老也。不[○]能[○]掌[○]神宝[○]。自今以後必汝主焉。……然遂大中姫命授[○]物部十市根大連[○]而令[○]治。故物部連等至[○]于今[○]治[○]石上神宝[○]。是其縁也。(同紀八十七年二月)

ここで〔史料Ⅰ〕（記）と〔史料ⅡⅤⅥ〕（紀）とを比べ〔史料Ⅰ〕に傍線を引き史料番号を註記してみた。すると〔史料Ⅰ〕は〔史料Ⅱ〕〔史料Ⅳ〕〔史料Ⅴ〕とほぼ対応することが判る。

また史料ⅠⅤⅥを通して見ると印色入日子が如何なる性格の持主であると伝えられた人物であるかが知られる。

ⅠⅤⅥを通して気付くことは五十瓊敷皇子が武器・武具に縁が深いことである。Ⅰは「横刀一千口」Ⅲは「賜弓矢」Ⅴは「劔（大刀）一千口」「十箇品部」¹³（の中楯部・神弓削部・神矢作部・神刑部・玉作部・太刀佩部等）Ⅵは石上神宝（劔一千口Ⅱ川上宮↓忍坂邑↓石上神宮）など孰れも武器・武具にかかわる伝承である。Ⅲは五十瓊敷と大足彦の皇位継承譚であるが、これは崇神が豊城・活目二皇子の夢を占つて皇嗣を決めたという説話とよく似ている。（一）共に弟皇子が皇嗣となっている。（二）兄皇子は共に武器と縁が深い（五十瓊敷は弓矢、豊城は槍・刀）（三）皇嗣とされた弟皇子には武器との関係が見られない。これは『書紀』編纂の頃或はその原史料成立の頃、皇位は武器・武力によって獲らるべきものではないという観念（天皇は人民のために豊作を祈るべきものという観念）が確立していたことを暗示する。

造池に関してⅠ（記）とⅣ（紀）とを比べると両者に共通するのは「チヌ池」だけであり、特に古代における河内（含和泉）地方最大の築造池である「狭山池」が『書紀』に見えないことが気になる。「崇神紀」六十二年七月条に「詔曰、農天下之大本也。民所恃以生也。今河内狭山埴田¹⁴水少。是以、其国百姓、怠於農事」。其多開「池溝」、以寛「民業」¹⁵とあるのは或は狭山池築造のことを暗示するのも知れないが、いずれにせよ「記」Ⅰとは所伝を異にする。ともあれ「記」が河内地方最大の狭山池の築造者を印色入日子とすることに注目すべきであろう。

次にⅠ～Ⅵを見て気付くのは「河（川）上」である。即ちⅠの（1）「鳥取之河上宮」（2）「河上部」Ⅴの（3）「茅渟菟砥川上宮」（4）「川上部」Ⅳ（5）「茅渟菟砥河上」（6）「河上（鍛）」である。この中（1）（3）（5）は印色の宮の所在地名。（2）の「河上部」は印色が「鳥取之河上宮」に因んで定めた部民の名。（4）の「川上部」は印色が川上宮で作らせた一千口の劔の総称。（6）は鍛（刀鍛冶）の名であるが、これらは甚だ紛らわしい。印色が川上宮に因んで設定した「川（河）上部」は鍛Ⅱ刀工河上に率いられた刀工集団であつたのではあるまいか。ⅤⅥによれば印色が川上宮で作らせた一千口の劔を川上部と呼んだが、これは忍坂邑を経て石上神宮に収蔵され神宝として物部氏に管理されることになつたと言ふ。『続日本後紀』承和元年十二月乙未条に「散位從七位下川上造吉備成賜姓春道宿祢伊香我色雄命之後也」と見える。「川上造」は「伊香我色雄（物部氏の祖十市根の父Ⅱ天孫本紀）の後とあるから 印色が設けた刀工集団「川上部」の伴造氏族ではなからうか。

ところでⅠ（記）の「鳥取之河上宮」とⅤ（紀）の「茅渟菟砥川上宮」とは同じであろう。「鳥取」は『和名抄』和泉国日根郡鳥取郷（現大阪府泉南郡阪南町・岬町）「河上」は紀に「茅渟菟砥川上」とある。菟砥（宇度）川上は現泉南市・阪南町境を北流して大阪湾に注ぐ男里川（河口近くに菟砥橋あり）の上流である。この川は中流で大きく三支流に分れ、西から言つと菟砥川・山中川・金熊寺川からなる。この三川が鳥取中付近で順次合流して男里川となる。当地の平野部から丘陵部に移る辺りにある玉田山は「川上宮」の故地に比定され、天保四年堺奉行所与力上条柳居の撰文になる記念碑が建つてゐるといふ¹⁵⁾。『和泉志』には「在自然田村（現阪南町自然田）即此。…深曰鍛冶谷亦其址」とあるが、今手許の地図（大阪府都市地図）を見ると自然田の北に接して玉田のバス停がある。玉田山Ⅱ川上宮の故地はそのあたりと推定される。但、鍛冶谷の所在地は不詳。

また、自然田の西南桑畑村の山中から井関川が北流して大阪湾に注いでいるが、江戸中期、上流の立会山から大石を切出すため下流の村々が砂・石の流出によって迷惑を被っているとして切出し差止め訴訟を起こしている⁽¹⁶⁾。このような川上と川下の利害の対立は古代においても当然のことながら存在したであろう。

前掲史料Ⅰ及びⅤからは鳥取の河上や茅渟菟砥川上が刀劔鍛造に縁が深いことが窺える。川上と刀劔との関係はどのように考えられていたのであろうか。『古事記』上国譲りの段に大国主神と交渉する使者に選ばれた建御雷神に就いて次のように記す。

於是天照大御神詔之、亦遣^レ曷神^一者吉。爾思^レ金神及諸神白之、坐^レ天安河^上之天石屋^一、名伊都之尾羽張神、是可^レ遣、若亦非^レ此神^一者、其神之子、建御雷之男神、此応^レ遣。且其天尾羽張神者、逆塞^レ上天安河之水^一。而塞^レ道居、故他神不^レ得^レ行、故別遣^レ天迦久神^一可^レ問。

安河は高天原にありその河原には神々が集まり重要案件を議したという。その上流（諸神集会の支障とならない所）に刀劔の神が石屋を設け、河水を塞ぎ止めて住んでおり、其処へは迦久の神（鹿カ）しか行けないという。これは人の少ない川上に石屋（防火施設）を用意し、砂鉄採取の鉄穴流しに必要な大量の水を準備したことを語るものである。

右の神話を古代出雲に即して考えてみよう。

簸川の上流域では古くから山肌を削って獲た土砂を大量の水と共に樋に流し（鉄穴流し）て砂鉄を採取する。次いで上流域の山林の原木を焼成した木炭を使って踏鞴吹精煉^{たたらがき}によって和鉄（玉鋼）を手に入れたのであった。『出雲国風土記』仁多郡横田郷の条に「以上諸郷（三処・布勢・三澤・横田）いずれも簸川上流）所^レ出鉄堅尤堪^レ造^二

雑具」と見え、製鉄・鍛冶業がさかんであったことが知られる。古代以来出雲の製鉄・鍛冶業は河川の河上で盛行したのである。

さて、上流で鉄穴流しをすれば下流の農民は流下する土砂に苦しめられる。クシナダヒメ（稲田の象徴）を取って食うヤマタノオロチ（鉄穴流しで赤濁する河川の象徴）の神話⁽¹⁷⁾はこのような河川の川上と川下の利害の対立を反映するものとも見られるのである。

古代出雲とそれに南接する吉備の、砂鉄を原料とした製鉄と異なり、古代近江（特に浅井・高島二郡）のそれは鉄穴から採掘した鉄鉾石を原料とした。右二郡の鉄穴の所在地は不明であるが、今日滋賀県では鉄滓や製鉄炉の炉床直下の焼土堆積土壙が出土する製鉄関連遺跡が、調査の進んでいない湖東地方を除き、ほぼ全域にわたって分布している。とくに右二郡にあたる地域の遺跡分布は濃密で、現高島郡マキノ町の牧野製鉄遺跡群は奈良時代以前にまで溯るものらしい。さらに東浅井群浅井町の北端には金糞岳^{かなくそ}があり、高島郡マキノ町から伊香郡西浅井町にかけて地元で「鉄穴」といわれる場所もある由で、これらの地域が古代の鉄鉾石の産地であった⁽¹⁸⁾。これらの地域は琵琶湖西北岸の安曇川・鴨川の上流、山中奥深いところであり、古代近江でも鉄の産地は「川上」であったことが知られる。原料の如何にかかわらず古代の製鉄は河川の上流域で行なわれたと云えるのではなからうか。

印色入日子命が「鳥取之河上^〇（茅渚菟砥川上）宮で「河上^〇」という鍛冶工人に「河上部」（鍛冶工人の部）を率いて横刀（大刀・劔）一千口を作らせ、これを「川上部」と総称し、やがて此を忍坂邑を経て石上神宮に納めて神宝としたというのであるが、印色入日子はよくよく「河（川）上」と縁の深い人物として伝承されたのである。

『古事記』に「印色入日子命者…即坐其（河上）宮（定河上部）」とある。「河上部」とは何であろうか。印色入日子の河上宮にちなむ部民の名で名代部の一つとする説があり⁽¹⁹⁾、また彼が賜った十箇品部（前掲史料Ⅴ）は「河上宮に属たる部々なる故に十箇品部を都て、河上部と云しなるべし」とする説もある⁽²⁰⁾。孰れにしても印色入日子の名代とするが、印色入日子の名代といえは「印色部」即ち先に考察した「因色部」を挙げるべきではあるまいか。関晃によれば名代のほゞ、確な初例は誉田部（応神）であるというが⁽²¹⁾、誉田部は史料に全く見えず不審である。関の示すところに従えば雀部（応神皇子大雀）額田部（同上額田大中彦）等を初例とすべきであろう。

しかし、景行の三太子若帯日子（成務）・倭建・五百木入日子の名代とされる「若帯部」「建部」「五百木部」はどうであろうか。この三人は応神の祖父の世代と伝えられるからである。しかし「若帯部」は「若い（次代の）大王のための部」であり、老成した（当代の）大王のための部である。「大帯部」（景行Ⅱ大足彦）と同じく特定の個人を指さず、特定の地位を指すものであり⁽²²⁾、所謂名代とは異質である。「建部」も倭建とは無関係に大和朝廷が各地に設定した軍事集団であり、名代説は後世の付会である⁽²³⁾。五百木部にしても恐らく氣吹部、即ち祈禱によつて氣吹を飄風に変えて臭穢を払う宗教的部民であり、特定人物の名代部ではあるまい⁽²⁴⁾。

このように景行の三太子の名代の存在が否定されるなら、それより一世代溯る印色入日子の名代「印色部（因色部）」の存在は考え難いことになる。しかし、印色と同世代の凡牟智和気には品遲部が設けられたと伝えるように、特定個人に結び付く名代の存在が伝えられている。「印（因）色部」を印色入日子の名代と見る説もなお捨て難いと思われる。

「印色部」の実在は「出雲国大税賑給歴名帳」に「神門郡 伊秩郷坂本里戸主印色部佐流」と見えることか

ら確實であり、「姓氏録」の「目（目）色部眞時」もそれを補強するであろう。

四 「眞時」について

さて右に見たように「イニシキベ」の存在を証する「賑給歴名帳」には「印色部」とあり「姓氏録」には「目色部眞時」「目色部眞時」と見えて両者は完全には一致しないが、これをどのように考えたらよいであろうか。そこで取敢ず「眞時」について考えてみたい。先にも一言したように「目色部」に「眞時」が接合するような氏は他に類例のない、珍しい氏姓である。「眞時」は恐らく「目色部」の実態を考える上で必要と考えられた語であろう。そうでなければ此語を付加した理由を理解できないのである。そのように考えた上で、以下順次卑見を述べてみよう。

先ず、「眞」であるが、これは体言「時」に冠せられた接頭語で①眞実・正確・完全などの意を表わす。②純粹さや見事さをほめる意を表わす（「広辞苑」）働きがあるから「眞時」とは「最適の時」「最も都合の好い時」ということであろう。そう考えると「目色部眞時」とは「目色部」がその本来の職務を遂行するに当たり、最適の時（曆の上で）を選ぶ必要があったことを暗示するのではあるまいか。ところで、「目色部」は既述のように「目（因）色部」（イニシキベ）であり、印色入日子の名代部であろう。印色入日子については先に〔史料Ⅰ―Ⅵ〕によって考察し、刀剣鍛造に縁の深い人物とされることを指摘しておいた。「因（印）色部」と「川（河）上部」との関係は明らかではないが、共に印色入日子の名代部と考えられるから、恐らく異名同体であろう^(註)。「イニ

シキベ」「カハカミベ」が刀劔鍛造に携わる職業部であつたとすれば「眞時」は刀劔鍛造に最適な時ということになる。

ここで石上神宮所蔵七支刀の銘文を想い出してみよう。⁽²⁶⁾

（表）泰和四年^四月十^四日丙午正陽、造百練^鉄七支刀、^四辟百兵、宜供供候王、^{□□□□□□}作

七支刀は東晋の泰和四年（三六九）五月十六日に造られたという。此処でその日付に注目すると、五月は陰曆の夏（四・五・六月）の真中の月、十六日は大の月（三十日）の真中の日に当る。五月十六日は夏の真盛りといふことである。「五月丙午」は漢・三国・晋時代（前二〇二〜四二〇年）の鏡・劔などの銘文によく用いられる常用語で「論衡」（後漢の王充撰）の「率性篇」に「陽燧（太陽から火を取る銅鏡）火を天に取る。五月丙午の日の時に（丙は十干の第三位。五行では火。方位では南。万物成つて明かなさま。午は十二支の第七位。月では五月。時刻では正午。方位では正南。正陽は南方日中の気。五月丙午正陽は太陽の気の最も盛な日時）五石を消錬し鑄して以て器を為る。摩礪すれば、光を生じ、仰ぎて以て日に嚮へば、則ち火、来り至る」とある伝えに関係しているといふ⁽²⁷⁾。これにより五月丙午の日は金属器を鑄造鍛造するための火を取るのに最も適した日とされていた（曆の上で五月に丙午の日が無くても取て問題にしなかつた）

目色部・河（川） 上部についての考察と右の考察を併せ考えると、「眞時」は

刀劔鍛造の為に太陽から火を取るのに最も適した日時（五月十六日丙午正陽）を指すものと考えたい。

ところで、「眞時」が「因色部」に付いて「河（川） 上部」に付かないのはなぜであろうか。

両者は共に印色入日子の名代と考えられるが、前者は所有者の名にちなみ、後者は印色の宮名（所在地名）に

ちなむ。更に印色に喚ばれた鍛の名・彼が造った一千口の劔の総称でもある。「川上部」は刀劔鍛造工人の集団と云えよう。これに対して「目色部」は刀劔鍛造に必要な聖火を太陽から取って炭火を起こし、これを「川上部」に供給することを職務としたのではあるまいか。その点で五十瓊敷が賜った十箇品部の中の「日置部」が「目色部眞時」とその性格が類似するように思われるのである。²³

五 「イニシキ」の語義

『姓氏録』の「目色部」が元来「目色部」（印色部）であったとしても、その史料上の所見が「出雲国大稅賑給歴名帳」の「印色部佐流」のみで他に一切見えないのも不可解なことであるし、また「イニシキ」が如何なる語であるかも氣掛である。

『三代実録』貞観二（八六〇）年三月廿日庚午条に「薩摩国正六位上伊余色神從五位下」と見え平安初期には西南嶋の当地にも印色入日子命が奉祀されていたようである。伊余色神社は現鹿兒島市下伊敷町に鎮座し、俗に「年之宮」と称し開發神としても祀られたという²⁹。「年之宮」の「年」は「年穀」のことで、池塘を築造し（大規模な水田開發を行なって年穀を増産し）たと伝えられる印色入日子を祀る宮にふさわしい呼称であろう。また開發神として祀られたのは、肝付家の相伴兼行が安和元年（九六八）鹿兒島郡神食に下向して当地を開いたと伝え、彼の館跡が当社に隣接することからやがて当社が開發神として祀られたともいわれる。印色入日子の所伝から言っても開發神として祀られるにふさわしい。

九世紀前半頃迄に薩摩国司として任国に下向した「目色部眞時」氏と祖神を同じくする神魂命裔の或人が印色入日子を現地（鹿児島郡神食^{カシキ}＝現鹿児島市下伊敷町）に祀ったのが伊余色神社の起源であろう。

伊余色神社を奉斎した鹿児島郡神食の地（現下伊敷町）から「イニシキ」「カン（上）ジキ」「イシキ」はもと同根であろう。即ち「イニシキ」から「（イ）シキ」に転訛したのであり、更に「ジキ」に転じたとも考えられる。ここで太田亮「姓氏家系大辞典」の「印色 イニシキ」の項を見ると

美濃国岐阜市の南に印色村あり。……垂仁天皇の皇子に印色之入日子命（五十瓊敷入彦命）あり。美濃の印色なる地名を負い給ひしならむ。

と見えて「イニシキ」は美濃の地名であると云う。よつて此を現地に求めると現岐阜県羽島郡岐南町に上印食^{ウシキ}・下印食^{シキ}があり、「イニシキ」とは訓まずに「ジキ」と訓んでいる。印食が上・下に分れたのは近世で、それ以前は食と記した（「吾妻鏡」承久三年六月三日条に「食渡」と見える）。当地では印色^{イニシキ}↓伊食^{イシキ}↓食^{ジキ}と転訛したようである。薩摩でも伊余色↓伊敷↓食と転じたらしい。先ず「イニシキ」のニが脱落し、次いで接頭音イが落るとともにシが浊音ジとなった。

イが脱落するとともに頭音が浊音に転ずる類例として「出羽」を挙げることができる。『和名抄』によれば「出羽」は「以天波」（いては）であるが、後世「以」が落ちて「天」が「泥」となった。相模国高座郡伊参（上野国吾妻郡伊参に「以佐未」の訓註あり）の以が脱落し、佐が浊音（邪など）となり、今日では神奈川県座間市となっている。

「イニシキ」から「ニ」が脱落して「イシキ」となったであろうことは、紀の淳葉田瓊^ニ入媛が記に沼羽田^ニ之入

毗売とあり、紀の稚城瓊入彦が記に若木入日子とあるから「瓊」は「之」と代替可能であるばかりか省くことも可能であった。これから類推すると五十瓊敷の瓊を省いて五十敷(伊敷)とすることもあり得たと考えられる。そうとすれば伊敷が食となるであろうことは既に触れた通りである。このように考えて来ると五十瓊敷は齋食(イシキ)即ち神饌ということになる。

大化前代における美濃と大王家との関係については既に指摘されているが⁽³⁰⁾、印色入日子と印色の地名も此の問題を考える上で一つの手懸となろう。

六 「川上部(裸伴)」について

前掲〔史料V〕によれば、五十瓊敷が川上宮で作らせた劔一千口は「川上部」と総称され(亦「裸伴(阿箇播那我等母)」とも云つ)たと見え、更にこの劔は忍坂邑に蔵められ次いで石上神宮に蔵められたとある。此処に見える「川上部」の亦の名「裸伴」とは何であろうか。「裸」は「あかはだか」即ち「まっぱだか」「むき出しの刀身」の意である。鞘がないのである。「伴」は鞘無し(無鞘)の刀劔の一まとまりを呼んだもの。これが忍坂邑に蔵められたというのであるから、忍坂には刀劔(等の武器類)を収蔵・保管する庫蔵があつたのであろう。ところで刀劔類は小まめに手入れをしないとすぐに錆を生ずる。防錆の為に定期的(定期的)に猪脂を以て塗(ぬ)る必要がある。忍坂邑の庫蔵で此の仕事に従事するために設けられたのが忍坂部(刑部)であつたらしい⁽³¹⁾。

天武紀三年八月庚辰条に「遣忍壁皇子於石上神宮、以膏油塗神宝」とあるが、未成年の忍壁(刑部)

に何故神宝（刀劍）を瑩かせたのであろうか。皇子の生母櫛媛娘は穴人臣の女である。此の氏は穴人部の伴造氏族であるが、穴人部は獣肉の調理を職とする品部であり、瑩刀料の猪膏も同部によって調達されたものが忍坂部（刑部）の許に送付されたのであろう。穴人臣の女の所生皇子が忍壁と命名されたのも、同皇子が未成年ながら選ばれて石上神宝を膏油を以て瑩いたのも共に穴人部と忍坂（刑）部との職務上の親近性に由来するのであろう。

七 おわりに

以上「目色部眞時」について思い付くままを述べてきた。ここでそれを要約すると凡そ以下の如くである。

(一) 『新撰姓氏録』に掲載された氏姓は延暦十八年勅に応じて本系帳を提出した氏族のそれである。従って『姓氏録』に見える氏姓は当時実在したものである。

しかし、本書に見える氏姓の中には他の史料に関係氏名・人名が全く見えないものが少なくない。本稿で考察した「目色部眞時」もその一例であり、その実在は疑うべきではない。

(二) 「目色部眞時」に就いて先学の言及された所は余りにも乏少であり、具体的には殆ど何も解明されていないのが現状である。

(三) 「目色部」を文字通りに考えようとしても如何ともし難いので「目」は元は「回（因）」であり、「目色部」は元は「回色部」ではなかったかと推測し、以後この推測を元に考察を進めることとした。

(四) 右の推測が当たっているなら「マシコベ」は「イニシキベ」と改訓せらるべきである。

- (五) 「イニシキベ」からは垂仁皇子イニシキ(印色・五十瓊敷)イリヒコが想い泛ぶ。「イニシキベ」はイニシキイリヒコの名代と考えてよいであろうか。
- (六) イニシキイリヒコに関する記の所伝からは彼が狭山池をはじめ幾つもの池を造り(河内地方の)開発を進めたことが推察される。
- (七) また彼は記に「坐^〇鳥取之河上宮云々」と記され大王(天皇)に準ずる尊貴な王族とされている。
- (八) (七)と紀に見えるイニシキイリヒコの所伝とを併せ考えると彼がどのような性格の持主であったかが推測される。それは皇嗣に擬せられる程の有力皇子であること、武器・武具との縁が深いことである。
- (九) 彼はまた川上宮で劔一千口(川上部)を作らせ、或は刀工河上を喚んで大刀一千口を作らせ、この時楯部以下十箇品部(武器・武具の製作にかかわるもの多し)を賜った。
- (十) 一千口の大刀はやがて忍坂邑を経て石上神宮に移蔵され、物部氏がその管理に当たった。
- (十一) 「川上」と古代製鉄業の関係が深いこと、また、河上宮で定めた河上部はイニシキイリヒコの名代部と思われるが、もしそうなら彼にはイニシキベと河上部の二つの名代があったことになるが、これはどのように説明すべきか。「イニシキベ」には「眞時」が接合して称せられていることをヒントに「イニシキベ」は刀劔鍛造に必要な聖火を太陽から取って炭火を起こし、これを実際に刀劔を鍛造する河上部に供給したのではあるまいか。「イニシキベ」は「河上部」と協同して刀劔鍛造に従事したと推測したい。想像を逞しくしすぎに嫌はあるが、大方諸賢の御批判を切望してやまない。
- (十二) 「眞時」を考えるに当たり、七支刀銘文中の「五月十六日丙午正陽」を参照し、太陽から聖火(金属器

鑄・鍛造用」を探るに最適の時を「眞時」と考え、その採火が「イニシキベ」の職務と推定したのである。

(十三) 「裸伴」を「鞘無し（裸）の刀身一千口（伴）」と考え、刀身の防錆の為猪膏を以て定期的に手入れをするものが忍坂邑の武器庫に付設された忍坂（刑）部であると考へた。イニシキイリヒコが賜った十箇の品部の中の神刑部は即ち是である。

(十四) 「イニシキ」の語義は何か。

「イニシキ」↓「イシキ」↓「ジキ」の転訛は「イテハ」↓「テハ」↓「デハ」、「イサマ」↓「サマ」↓「ザマ」などにも見られる現象である。「イニシキ」は「齋食」^{イシキ}で神饌のことであろう。「イニシキ」イリヒコはその名からして尊貴な王族であることを窺わせるのである。

註

- (1) 『日本後紀』延暦十八年十二月戊戌条
勅。天下臣民、氏族已衆、或源同流別、或宗異姓同。欲據諸牒、多経改易。至檢籍帳、難弁本枝。宜布告天下、令進本系帳。三韓諸蕃亦同。但令載始祖及別祖等名、勿列支流并繼嗣歷名。若元出于貴族之別者、宜取宗中長者著、申之、凡厥氏族、變多假濫。宜在確實。勿容詐冒。來年八月卅日以前、惣令進了。便編入錄。如事違故記、及過嚴程者、宜原情科処、永勿入錄。凡庸之徒、惣集爲卷、冠蓋之族、聽別成軸焉。
- (2) その一例を挙げると和泉諸蕃二十氏の中(一)栗栖首(二)凡人中家(三)信太首(四)取石造の四氏は他の史料に見えない。
- (3) 栗田(一八三五―九九)の没後一年で刊行された(明治三三年)『姓氏録』研究の古典として今日でも活用されている。

- (4) 太田(一八八四—一九五六)の大著で、本書を凌駕するものは今後とも現れないであろう。(個別研究では本書を超えるものは多いが)戦前に刊行されたものは入手し難いが、昭和三十八年復刻版が刊行された。
- (5) 「本文篇」「考證篇」(六卷)「索引・論考篇」全八巻の大著。昭和三十七年、五十九年にかけて刊行。(3)をふまえ、以後の研究成果を広く盛り込んだ労作。
- (6) (4) 太田亮「姓氏家系大辞典三」
- (7) イニシキイリヒコの一世代後とされる倭建命・若帯日子命(成務)の名代が建部・若帯部であるとする説は後世の付会として今日では否定されている。イニシキベをイニシキイリヒコの名代と考えてよいかどうかは、難しいところである。
- (8) 「神名式」には当社とは別に狭山神社も見え、現在は狭山神社の境内地に狭山堤神社が鎮座するが、堤社の創建地は不明である(「式内社調査報告四」)。
- (9) (8)に同じ。
- (10) 倉野憲司「古事記全註釋六」一〇頁を参照し、私見を以て(1)(2)を加えた。
- (11) 「古事記伝」十八に
首(神武段の最初)よりは是(五瀬没)までは、五瀬命天皇に坐^セば、上^ウ件の事は皆此命へ係れり。「故^レ此^レ次^レより更^テ、故^レ神倭伊波令毘古命云々といへり」(筑摩版全集第十巻三四六頁)
- (12) 「十箇品部」の中、一見して武器・武具に係ることの明らかなのは(1)楯部(3)神弓削部(4)神矢作部(10)太刀佩部の四つであるが、(2)委文部は「延喜太神宮式・木工寮式」に供神料として「倭文纏刀形へ絶纏布纏亦同」と見える。模擬刀劍の柄を倭文布(三寸)で巻いたものであろうか。(5)大穴磯部は「延喜神名式」大和国城上郡「穴師坐兵主神社」。「穴師大兵主神社」に関係があるうか。「兵主神」は中国山東省の地方神で所謂蕃神である。播磨国飾磨郡の「射楯兵主神社」の祭神は射楯神・兵主神であるが、後者の神体は「日矛」と伝える。「穴師坐兵主」「穴師大兵主」両社に係る「大穴磯部」は「兵主神」「日矛」に縁の深い「矛(槍)」の製作に携わった品部ではあるまいか。(6)泊檀部は宮内省土工司の伴部「泥部」を集解に「波都加此乃友造」とあるから泊檀部は土作・造瓦を職とし、刀劍鍛造の作業場の防火施設を担当したのであろう。(7)玉作部は玉造即ち攻玉の職業部であるが、硬玉の原石は砥石で磨かれた(新潟県糸魚川市長者ヶ原遺跡)。玉作部はその技法を刀劍の研磨にも活用したので「タマスリベ」とも呼ばれた。(8)神刑部は猪膏を以て刀劍を登くことを職とする(六「川上部」(裸件)についてを参照)。(9)日置部 宮内省主殿寮の伴部(殿部)の負名氏五

氏(日置・子部・車持・笠取・鴨)の中の日置氏の部民で、主殿寮の職掌のうち燈燭・松柴・炭燵を担当した。これから推察すると、日置部は剣など武器鍛造の際の炭の焼成に当たっていたものか、とする説がある(岩波日本古典文学大系「日本書紀上」補注6—14)及び下文「四 眞時について」を参照されたい。

(12) 参照。

(14) 埴田は粘土質の田か。(8)の狭山堤神社の鎮座地大阪狭山市半田は「埴田」か。そうとすれば崇神紀六十二年の「多開池溝」は狭山池築造に係るものかも知れない。

(15) 「大阪府の地名」(日本歴史地名大系28) 泉南郡阪南町 自然田村の項。

(16) 同右。桑畑村の項。

(17) 「日本神話事典」ではヤマタノオロチを古来氾濫を繰り返す暴れ川斐伊川を象徴した水神とする説を挙げている。

(18) 新日本古典文学大系「続日本紀三」補注24—18

(19) 日本思想大系「古事記」(垂仁段頭註)

(20) 「古事記伝」二十四卷

(21) 「國史大辞典10」 「なしろ・こしろ」の項「御名代部名一覽(ほぼ確かなものに限る)」

(22) 直木孝次郎「大化前代における美濃について」(「日本古代の氏族と天皇」)

(23) 「國史大辞典9」 「たけるべ」 佐伯有清「新撰姓氏録の研究 考證篇第二」 「右京皇別下 建部公」参照。

(24) 拙稿「伊福部小考」(東アジアの古代文化 一〇〇号)

(25) 名代部が同一人について「人名十部」と「宮名十部」と二種ある例を他に知らない。その検出は今後の課題としたい。

(26) 佐伯有清「七支刀と広開土王碑」(吉川弘文館)に依る。

(27) (26)に同じ。

(28) 日置部については既に註(12)の(9)で触れた。

(29) 「鹿児島県の地名」(日本歴史地名大系47)

(30) (22)に同じ。

(31) 前之園亮「刑部の職掌・起源と六人部・猪使部・河部について」(共立女子短期大学文科紀要 41号)に負うところが大きい。

〔付記〕 雄略紀二年十月条に見える「河上舍人部」に関連しては近江国高嶋郡川上郷（和名抄）・近江国犬上郡人川上舍人名雄（三代実録貞観四年七月廿七日条）と本稿で考察した「河（川）上」のことが思い併されるが、後考を期したい。

（史学科 教授）